

新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

第4回委員会の非公開審議結果について

(平成29年10月27日開催)

- 1 応募箇所について
- 2 2次スクリーニングの評価結果について

林業振興・環境部 環境対策課

1 応募箇所について

1 応募対象となる土地要件の確認

応募のあった4箇所について、応募対象となる土地要件の確認を行った

- ①面積が5.5ha以上の土地であること
- ②除外区域に該当しない土地であること
 - ・計画・設計・管理要領における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等
(国立及び国定公園、国有林、保安林他)
 - ・防災の観点による区域(地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域 他)
 - ・土地利用の観点の区域(市街化区域、農用地区域 他)
- ③高知市中心部から自動車で概ね1時間以内に到達できる土地であること

・4箇所とも応募対象となる土地の要件を満たしている

2 1次スクリーニング項目の確認

次に、1次スクリーニング項目の確認を行った

- ①新施設の整備に必要となる土地の条件
敷地面積:5.5ha以上
- ②幹線道路からの範囲
2.0km以内(直線距離)で到達が可能である範囲
- ③地形的条件
谷地形又は平坦地(概ね1.3ha以上の平坦地を含む面積が5.5ha以上の土地も含む)とし、土地(谷筋)の勾配(傾斜)は、14%以下
- ④土地の利用状況
全箇所とも土地所有者からの応募であったため、現況の土地利用状況は考慮しない

・4箇所のうち1箇所は、上記項目を満たしていることが確認できたため、1次調査対象地に追加して2次スクリーニングを実施する

2

2 2次スクリーニングの評価結果について

3

1 2次スクリーニング項目等の確認

第3回委員会において決定された2次スクリーニング項目等について確認した

○評価方式(第3回委員会決定事項)

各スクリーニングにおける評価項目は、「○×方式」又は「○△×方式」により評価する

○評価項目(第3回委員会決定事項)

- ・森林法 > 地域森林計画対象民有林
- ・景観法 > 景観計画区域
- ・文化財保護法 > 重要文化的景観
- ・都市公園法 > 都市公園
- ・宅地造成等規制法 > 宅地造成工事規制区域
- ・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(以下「四万十川条例」という。)
> 重点地域
- ・土砂災害危険箇所(土木部防災砂防課所管)
> 土石流危険渓流(被害想定区域)
> 急傾斜地崩壊危険箇所
> 地すべり危険箇所
- ・山地災害危険地区(林業振興・環境部治山林道課所管)
> 山腹崩壊危険地区
> 崩壊土砂流出危険地区
> 地すべり危険地区
- ・地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)
- ・常時水流のある谷(国土地理院の地形図で表記)

4

○評価項目毎の評価基準

- ・重要文化的景観の重要構成要素、四万十川条例(重点地域)、常時水流のある谷の評価項目については調査対象地が一部でも該当すれば、「除外」する(第3回委員会決定事項)
- ・評価項目毎の評価基準は、調査対象地の全範囲が区域に該当する場合は「×」、全範囲が該当しない場合は「○」、一部該当する場合は「△」とする(第3回委員会決定事項)
- ・土砂災害危険箇所、山地災害危険地区については、更に3種類に細分されるため、細分類毎に評価を行う

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準 (○:評価高 △:評価普 ×:評価低)	
既存資料による 机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当:○、一部でも該当:除外	
	四万十川条例(重点地域)	非該当:○、一部でも該当:除外	
	常時水流のある谷	非該当:○、一部でも該当:除外	
	地域森林計画対象民有林	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	景観計画区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	都市公園	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	宅地造成工事規制区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	土砂災害危険箇所 (土木部防災砂防課所管)	土石流危険渓流	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		急傾斜地崩壊危険箇所	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		地すべり危険箇所	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	山地災害危険地区 (林業振興・環境部治山林道課所管)	山腹崩壊危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		崩壊土砂流出危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		地すべり危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)	非該当:○、一部該当:△、該当:×	

2 評価結果

1次調査対象地105箇所(抽出104箇所、応募1箇所)の評価表を作成し、審議を行った

・評価項目毎に、○、△、×の評価を行った

・調査対象地の一部が評価項目の区域に該当すれば、△評価となるため、当該評価項目に該当する部分の面積を除外した範囲が必要となる5.5ha以上を確保することができるか否か、また、該当する部分を除外した土地の形状はどうなのか等を総合的に判断して、評価を行った



9市町村の27箇所が2次調査対象地に選定された